

敦賀病院事業公告第1号

市立敦賀病院広告付き案内板設置事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年12月2日

敦賀病院事業管理者 野ツ俣 和夫

- 1 事業名
市立敦賀病院広告付き案内板設置運営事業
- 2 事業内容
別紙「市立敦賀病院広告付き案内板設置運営事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 事業期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
ただし、契約日から事業開始日の間は本事業の準備期間とする。
- 4 参加資格要件
本プロポーザルに参加できる者は、公告日から参加表明書の提出期間の末日までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 福井県及び敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
 - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等

でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 国又は県内外の地方公共団体等において、設置実績があること。
- (10) 北陸3県に本店、支店または主たる営業所を有すること。
- (11) 本事業を直営する者であること。

5 募集要項及び仕様書

別紙「市立敦賀病院広告付き案内板設置運営事業募集要項」及び「市立敦賀病院広告付き案内板設置運営事業仕様書」のとおり

6 募集要項等の配布期間等

- (1) 配布期間 令和6年12月2日から令和6年12月24日午後5時まで
- (2) 配布方法 当院ホームページ (<https://tsuruga-hp.jp/>) からダウンロードすること。紙媒体での個別配付は行わない。

7 参加表明書等の提出期間及び提出方法

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式第1号)
 - イ 会社概要書(様式第2号)
 - ウ 設置実績書(様式第3号)
 - エ 価格提案書(様式第4号)
 - オ 企画提案書
- (2) 提出部数 上記(1)のア～エは各1部、オは6部提出すること。
- (3) 提出期間 令和6年12月24日午後5時まで
- (4) 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時までの間とする。)又は郵送(書留郵便で提出期限までに到着したものに限り。)による。

8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年12月2日から令和6年12月12日(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式第5号)を使用すること。なお、受付は電子メ

ールのみとし、電話、FAX及び持参等は不可とする。また、電子メール送信の件名は「市立敦賀病院広告付き案内板設置運営事業質問書」と記載すること。

- (3) 回答 令和6年12月17日までに当院ホームページに掲載することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、質問に対する回答は別紙「市立敦賀病院広告付き案内板設置運営事業募集要項」及び「市立敦賀病院広告付き案内板設置運営事業仕様書」を補足する。

9 書類等の提出場所及び照会・問合せ先

〒914-8502

福井県敦賀市三島町1丁目6番60号

市立敦賀病院 総務企画課

電話 0770-21-1106 (直通)

FAX 0770-22-6702

メール b-soumu@ton21.ne.jp

10 その他

この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、別紙「市立敦賀病院広告付き案内板設置運営事業募集要項」及び「市立敦賀病院広告付き案内板設置運営事業仕様書」による。